（歳入代理店が納入者から現金の納付を受けた場合の手続）

第十一条　［略］

２　前項の場合において、領収済通知書の日本銀行統轄店への送付の事務は、特別手続第三条第十四項に規定する特定の日本銀行代理店又は歳入代理店において取りまとめて行うことができる。

［３・４　略］

（特別手続の規定の適用除外）

第十二条　特別手続第三条（第十五項ただし書を除く。）の規定は、日本銀行歳入代理店が前条の規定により行う事務の取扱いについては、適用しない。

［書式を省ゐ。］

（歳入代理店が納入者から現金の納付を受けた場合の手続）

第十一条　［同上］

２　前項の場合において、領収済通知書の日本銀行統轄店への送付の事務は、特別手続第三条第十五項に規定する特定の日本銀行代理店又は歳入代理店において取りまとめて行うことができる。

［３・４　同上］

（特別手続の規定の適用除外）

第十二条　特別手続第三条（第十六項ただし書を除く。）の規定は、日本銀行歳入代理店が前条の規定により行う事務の取扱いについては、適用しない。

別紙第６号書式

別紙第６号書式

領　収　済　通　知　書

年　　月　　日

下記の金額を別添の電磁的記録媒体収録内容のとおり、領収しましたので、通知します。

金　　額	円
電磁的記録媒体（正・副）番　　号	
領　収　済　件　数	件

（代行機関　　あて）

日本銀行

備考

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。